

『延喜式』卷五校訂(稿)

Critical Edition of Scroll 5 of the *Engishiki* (Tentative)
OGURA Shigeji

小倉慈司

校訂方針と凡例

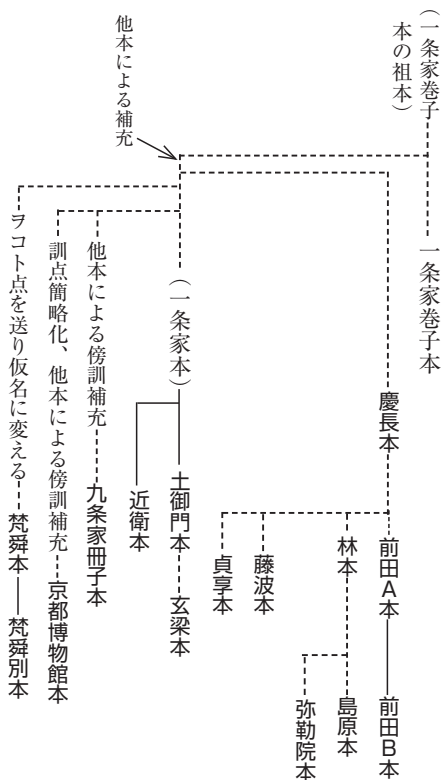
筆者は、別稿にて『延喜式』卷五の写本系統および版本書入れの検討を行なった〔小倉二〇一七a b、小倉二〇一八〕。

本稿ではその結果に基づき、卷五校訂本文(稿)を示すこととする。よって卷五においては、一条家卷子本の比重が大きいことになるが、それについては、九条家本(卷五は欠)に比し、一条家卷子本の文字が劣るとする木村一九二九の指摘に留意する必要があるであろう。

・条文番号・条文名称は原則として訳注日本史料本(以下、訳注本と略称)に従い、条文ごとに校異を示す。ただし1条文が長文にわたる場合には、テキストの改行を考慮することなく、適宜(1)(2)等の項目番号を私に付し分割して表示する。

なお、訳注本では条文番号が振られていない本文が存在することがあるため、その場合には便宜、その次に存在する条文に振られた番号を

卷五写本系統図



適用することとする。これに該当するのは卷五ではたとえば23月次祭条の一行前の「六月祭(十二月准此)」である。この「六月祭(十二月准此)」は次行から始まる23月次祭条に含めることとする(他に29

野宮新嘗祭条も同様)。

・土御門本を底本とし、諸本との異同は校訂に資する場合、あるいは内容を理解する上で参考となる場合に限り掲載する。活字本との異同は原則として訳注本を示すにとどめる。ただし訳注本との異同についても、後述するように、字体や踊り字の差異については省略した。

・異同を示す写本は、小倉二〇一七bで検討した写本系統を踏まえ、校訂者がより重要と判断する写本を重視することとし、必ずしも網羅的には記さない。

使用した写本・版本名称の略称は以下の通りである。

土本	国立歴史民俗博物館所蔵土御門家旧蔵本
条本	一条家卷子本
近本	京都大学附属図書館所蔵近衛文庫本
九冊本	西田長男旧蔵九条家冊子本
京博本	京都国立博物館所蔵京都博物館旧蔵本
梵本	天理大学附属天理図書館所蔵梵舜等書写本
慶長本	国立公文書館所蔵紅葉山文庫旧蔵慶長写本
藤波本	宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵藤波家旧蔵本
貞享本	宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵坊城俊方貞享写本
玄梁本	無窮会専門図書館神習文庫所蔵玄梁旧蔵本
鈴鹿本	大和文華館所蔵鈴鹿文庫版本

具体的には、対校本として古写本である条本を最も重視し、また土本に近い系統である近本、ついで九冊本、京博本、梵本の順に言及することとした。

・明らかに誤字・誤脱が推測される場合でも、補うべき字あるいは改めるべき字の根拠が充分でない場合には、注で示すにとどめた。

・同じ字が連続する場合、多くの場合、写本では踊り字が用いられているが、本稿においては適宜断ることなく、もとの字に置き換えた場合

がある。一方で踊り字をそのまま用いた場合もあるが、原則としてもとの字に置き換えている訳注本との異同は省略した。

・字体は原則として常用漢字体を使用し、細字は〈 〉で括弧で示す。「大」と「太」、「座」と「坐」、「絢」と「績」と「績」、草冠と竹冠、木偏と手偏等、容易に判定される誤字や誤用・通用については、校異を省略して適宜置き換えた場合がある。なお「匏」「匏」について写本では両様の字体が見られるが、便宜「匏」に統一した。また「榼」「榼」についても便宜「榼」に統一した。

・「勺」と「夕」について、訳注本は「勺」を使用するものの、諸写本はすべて「夕」の字体である。そこで本稿においては計量単位については「夕」、それ以外は「勺」を使用し、一々、訳注本との異同は記さない。また「着」や「鏡」「甞」なども写本の字体を尊重するが、訳注本の字体との異同は省略した。

・龍頭標目のうち条文名に関するものについては原則として省略することとする。

・版本について言及する際、雲州版を除く、慶安本も含めた流布版本を指す場合には単に「版本」と称し、明暦修訂本以降の版本を指す場合には「明暦以降版本」と称することとする。雲州版の『延喜式考異』は「考異」と略称する。

小倉慈司 二〇一七a 『延喜式』土御門本と近衛本の検討』佐藤信編『史料・史跡と古代社会』吉川弘文館

二〇一七b 『延喜式』写本系統の基礎的研究』新川登龜男編『日本古代史の方法と意義』勉誠出版

二〇一八 『古代文献史料本文研究の課題』『九州史学』一八一
木村春太郎 一九二九 『延喜式古写本の三種に就きて』『史学会会報』八

校訂本文

延喜式卷第五神祇五

齋宮

1 定齋王条

凡天皇即位者、定伊勢大神宮齋王、仍簡内親王未嫁者卜之、(若無内親王者、依世次、簡定女王卜之、)訖即遣勅使於彼家、告示事由、神祇祐已上一人、率僚下随勅使共向、卜部解除、神部以木綿着賢木、立殿四面及内外門、(賢木・木綿所司儲之、解除料散米・酒肴等本家儲之、)其後祓日時、百官為大祓、(同尋常二季儀、)

2 祓料条

祓料

木綿・麻各大四斤、鹿皮四枚、鹿角四枝、大刀四口、弓四枝、箭四具、楸四口、藁^①一斤、庸布二段、酒・米各四斗、稻四束、鰻・堅魚各八斤、腊卅斤、海藻廿六斤、滑海藻十斤、雜海菜八斤、塩四斗、水戸四口、匏四柄、軾料庸布五段、短帖一枚、薦二枚、馬二疋、(已上所司各送大祓所、)又遣使奉幣大神宮、為告卜定齋王之状也、(其儀同神嘗祭使、)

(1) 藁 訳注本は「藁」。諸本「藁」。

(2) 為 条本脚書「為字已下注也」あり。

3 祓禊条

凡齋内親王定畢、即卜宮城内便所、為初齋院、祓禊而入、至于明年七月、齋於此院、更卜城外淨野、造野宮畢、八月上旬、卜定吉日、臨河祓禊、即入野宮、自遷入日、至于明年八月、齋於此宮、九月上旬、卜定吉日、臨河祓禊、參入於伊勢宮、

(1) 宮 近本・京博本・藤波本は上に「齋」を補書する。また小野宮年中

行事所引延喜式文にも「齋」あり。訳注本は「齋宮」。

4 木綿賢木条

凡齋宮諸門、常立着木綿賢木、(月別立替、所須木綿一斤・麻一斤八兩、)

5 忌詞条

凡忌詞、内七言、仏称中子、経称染紙、塔称阿良々伎、寺称瓦葺、僧称髮長、尼称女髮長、齋称片膳、外七言、死称奈保留、病称夜須美、哭称塩垂、血称阿世、打称撫、穴称菌、墓称壤、又別忌詞、堂称香燃、優婆塞称角筈、

(1) 凡 九冊本朱首書および勢多本書入「依御短冊新加イ」、京博本朱首書「依御短冊新加」。

(2) 穴 土本等「穴」。条本により改める。

6 河頭祓条

凡齋王將入于初齋院、臨河頭為祓、(令陰陽寮祓定日時、入野宮・伊勢齋宮之時准此、)前禊二日、弁官率院別当已下并陰陽寮及諸司、到河邊点定其地奏之、至于期日、齋王駕車赴向、走孺十二人、車副廿四人、取物十人、供膳韓櫃三合、同雜器物二荷、盥器韓櫃・裝物韓櫃各一合、衣服韓櫃二合、祿物韓櫃六合、(担夫並用衛士、)膳部六人、舍人二人、荷領十四人、藏人所陪從六人、内侍及院女別当已下、並從車後、(内侍已下藏人已上乘私車、采女・女孺已下乘馬寮車、)勅使參議一人、院別当一人、四位二人、五位二人、六位四人、並前驅、左右近衛・左右兵衛各二人、左右門部各二人、左右火長各十人供奉、左右京職官人、率兵士已上迎候、山城国司率郡司候京極路、弁一人、史一人、史生二人、官掌一人、率供奉諸司就禊所行事、齋王到幕、臨流而禊、神祇官中臣進麻、宮主説祓詞、訖即賜勅使已下饌并祿、(弁官録見參、付院別当之、)既而廻

婦入初齋院、即卜定供膳井立賢木、

(1) 凡 九冊本本朱首書「依御短冊准齋院式改作イニ」、京博本朱頭書「依御短冊唯齋院式改作」、勢多本書人「依御短冊准齋院式改作イ」。

(2) 前祿 京博本この前の細字双行に朱傍書「古本行別拳テ書也」あり。「前祿」より改行することを意味するか。

(3) 録 土本等「録」。条本により改める。

7 河頭祓料条

祓料

五色繩各二尺、安芸木綿大三両、木綿大四両、麻大一斤、鍬四口、鉄人像二枚、荒服料調布一段、筥二合、酒・米各一斗、鰻・堅魚各二斤、海藻四斤、腊四斤、塩四升、水戸一口、坏・瓮各四口、柏四把、匏二柄、藁四枚、食薦二枚、輦籠一腰⁽³⁾、祝詞料庸布二段、短帖一枚、夫二人、枴二枚、

(1) 各 土本無し。条本・九冊本等により補う。

(2) 藁 訳注本は貞享本傍書により上に「黄」を補う。

(3) 腰 訳注本校異は玄梁本に「脚」の校注あることを記す。

8 初齋院祓清料条

斎王入初齋院祓清其院料

庸布二段、木綿三斤、麻四斤、烏装大刀二口、弓二張、矢冊隻、鹿角四頭、鹿皮四張、鍬四口、米・酒・腊・塩各四斗、鰻・堅魚各五斤、海藻・滑海藻・雑海藻各九斤、柏廿把、稻四束、盆四口、匏四柄、輦籠一脚、葉薦二枚、馬二疋、祝詞料庸布五段、短帖一枚、夫二人、

9 初齋院大殿祭条

大殿祭（野宮・伊勢斎宮准此）

糸二両、安芸木綿七両、米・酒各二升、甗一口、筥四合、小杯二口、案二脚、（高三尺、）給祿、中臣・忌部各繩二疋、宮主一疋、執案神部四人、各給調布一段、（野宮給二人、）

(1) 杯 訳注本「坏」とする。

10 忌火等祭条

忌火・庭火・御籠・井神祭（遷入野宮之初所祭、毎月朔祭ニ竈料亦准此、）五色薄繩各四尺、倭文二尺、木綿八両、麻一斤、庸布一段、鍬二口、米・酒各一升、鰻・堅魚・海藻各二斤、腊二升、塩一升、柏二把、甗・坏各一口、（已上井神祭料、）

11 庭火祭条

朔日庭火祭（野宮・斎宮准此、）

五色薄繩各四尺、倭文二尺、木綿八両、麻一斤、庸布二段、鍬四口、米・酒各四升、鰻二斤、堅魚・海藻各三斤、腊四升、塩二升二合、柏二把、甗・坏各二口、水瓮一口、

(1) 柏二把 土本・近本等無し。条本により補う。

12 解除料条

晦日解除料（野宮・斎宮准此、）

庸布一丈四尺、御麻料安芸木綿四両、麻八両、鉄人像二枚、鍬二口、酒二升、稻二束、鰻・堅魚・海藻各一斤、腊二升、塩一升一合、柑・坏各一口、

13 臨時祓料条

臨時祓料⁽¹⁾

木綿八両、麻二斤、

(1) 料 この下に九冊本・京博本細字注「依御短尺以上齋宮諸門立賢木条注、

新置此条イニ」、勢多本書入「〇本 依御短冊以上齋宮諸門立賢木条

木注、新置此条イニ」あり。

14 初齋院装束条

初齋院装束

白絹十疋、緋束繩二疋、両面二疋、白綾二疋、束繩八疋、綿二百屯、細布廿段、曝布五十段、紅花大十斤、支子一斛八斗、直、白木斗帳一具、高八尺、方一丈、几帳六基、四尺二基、三尺二基、二尺二基、五尺屏風四帖、金裝車一具、小行障二具、大翳二枚、入平文筥、笠二枚、日笠、盛緑袋、一雨笠、盛油繩袋、並加志部、捧壺二口、加柄并志部、杵筥一合、車榻一脚、膳櫃四合、各加榻并杵、銀飯筥一合、銀水鏡一合、銀盞一具、銀鍋子一口、銀匕四枚、漆樽二合、手湯戸一合、加台、手洗一口、椽一合、貫簀一枚、雕木一具、大壺一合、黒漆燈台四本、輕幄一具、床一脚、鎮子十二枚、韓櫃十合、已上供物、繩六十四疋、黄繩六疋、帛卅二疋、綿百八十屯、調布八十六段、已上、命婦已下舍人已上装束、車副廿四人、取物十人、装束卅四具、葉袋卅四枚、

(1) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」に作る。九冊本京博本「端イニ」。

(2) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」に作る。九冊本・京博本傍書「端イニ」。

(3) 盛 条本・近本・九冊本・京博本・梵本傍書「入」。

(4) 飯 土本「飯」。条本・九冊本等および近本訂正書により改める。

(5) 具 訳注本「内匠式31条「脚」と記す。

(6) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」に作る。九冊本・京博本傍書「端イニ」。

15 別当以下員条

初齋院別当以下員

別当五位二人、二人命婦、中臣一人、忌部一人、官主一人、内舍人一

人、大舍人二人、官舍人十人、膳部三人、殿部三人、炊部一人、水部三人、酒部一人、掃部三人、采女二人、内女孺一人、乳母三人、宮女孺十四人、戸座一人、火炬小子二人、今良四人、仕丁十二人、女丁八人、但遷野宮者、加内舍人一人、大舍人二人、神部四人、中臣連部二人、忌部連部二人、下部三人、官舍人十人、炊部・酒部各二人、采女四人、宮女孺廿五人、洗人二人、厠人二人、女丁八人、

(1) 員 この下に九冊本・京博本細字注「依度々御短冊加別当イニ」、勢多本書入

「〇本 依度々御短冊如別当イニ」あり。

16 食法案

食法

五位、米二升、酒一升、東鯨・隱岐鯨・烏賊各二両、鮪一両三分、鮭三分之一、海藻二両、塩五夕、醬一合、酢二夕、滓醬一合、中臣・忌部、米二升、酒六合、鮪三両二分、鮭三分之一、海藻二両、塩四夕、醬三夕、酢二夕、滓醬一合、大舍人・内女孺・宮女孺、米一升六合、酒・魚・塩類同中臣、官舍人、米同大舍人、鮪六分之一、鮪三両二分、塩四夕、滓醬一合、海藻二両、諸伴部、米同官舍人、鮪三両二分、塩四夕、海藻二両、滓醬一合、内舍人・宮主、米食本糧、余物同中臣、采女、米食本糧、余物同官舍人、下部、米食本糧、余物同伴部、戸座・火炬小子、米一升二合、余物同伴部、今良・女丁、米食本糧、醬滓一合、海藻一両、塩一夕、

右、計人数、毎月給之、若五位以下帶職事者、便以本糧充之、

(1) 隱岐 訳注本「隱伎」に統一する。諸本「隱岐」。

(2) 醬滓 訳注本「諸本に異同はないが、上文の例によつて「滓醬」に改めるべ

きか。ただし、「醬滓」(ヒシホノカスの語もあるので)は旧を存する。」とする。

17 鎮野宮地祭条

鎮野宮地祭（後鎮准此、）

五色薄絶各五尺、倭文五尺、調布一段^①、庸布五段、木綿大一斤、麻二斤、
鯨五口、米・酒各五升、鯨・堅魚・海藻・雜海菜各五斤、腊・塩各五升、
柑・坏各五口、匏二柄、柏廿把、食薦五枚、席一枚、

- (1) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」に作る。九冊本・京博本傍書「端イ」。
- (2) 庸布五段 諸本本文に無し。土本・条本等朱傍書により補う。
- (3) 雜海菜各 土本等無し。条本補書により補う。京博本朱傍書にも「雜海菜各イ」とあり。

18 造野宮畢祓料条

造野宮畢祓料

庸布二段、木綿三斤、麻四斤、烏裝横刀二口、弓二張、矢冊隻、鹿角四
頭、鹿皮四張、鯨四口、米・酒各四斗、稻四束、鯨・堅魚各五斤、雜腊
四斗、海藻・滑海藻^②・雜海菜各九斤、塩四斗、盆四口、匏四柄、榭廿把、
輿籠一口、葉薦二枚、馬二疋、祝詞料庸布五段、

- (1) 鯨 土本等無し。条本により補う。九冊本・京博本傍書「鯨イニ」。
- (2) 滑海藻雜海菜各 土本等無し。条本補書により補う。九冊本・京博本傍書「滑海藻雜海菜各イ本ニ」。

19 野宮河頭禊条

斎王遷入野宮河頭禊

其日斎王駕輿、（輿者、主殿官人率史生、前禊二日設候、）輿長八人、駕
輿丁冊人、駕馬女廿人、（乳母二人、藏人六人、采女四人、童女四人、
掃部二人、御廁二人、）勅使大納言・中納言各一人、參議二人、四位・
五位各四人、禊事既畢、賜饌并祿、（勅使已下五位已上、内藏寮饗之、
六位已下大膳職、）訖即廻帰、便留野宮更賜祿、（自余之儀、大略同初度禊、）

20 野宮河頭禊祓料条

祓料

五色絶各一尺、荒服料布一段^①、篔一合、木綿四両、麻一斤、鉄人像^②一枚、
黄蘗四枚、鯨・堅魚・海藻各二斤、腊四升、塩二升、米・酒各四升、
一口、食薦二枚、柏四把、盆四口、坏四口、輦籠一腰^③、匏二柄、鯨四口、
祝詞料庸布二段、夫二人、枋二枝^④、

- (1) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。九冊本・京博本傍書「端イニ」。
- (2) 二 訳注本「一」に誤る。諸本「二」。
- (3) 腰 訳注本は玄梁本傍書「脚」を指摘する。
- (4) 枝 訳注本は「枚」。諸本「枝」。

21 野宮祓清料条

斎王遷入野宮祓清其宮料

庸布二段、木綿三斤、麻各二斤、鹿皮二張、鯨二口、米・酒各二斗、稻四束、
鯨・堅魚各五斤、雜腊二斗、海藻・滑海藻各十斤、塩四升、盆二口、匏
二柄、榭四把、輿籠一脚、裹葉薦二枚、帖一枚、甍二口、祝詞料庸布五
段、夫二人、

- (1) 段 九冊本・京博本傍書「端イニ」。
- (2) 滑海藻各 土本・条本等朱傍書により補う。

22 野宮祈年祭条

二月祈年祭廿一座（大宮壳神四前、御門神八前、忌火神一前、庭火神一
前、竈神二前、御井神二前、地主神一前、）

座別絹五尺、五色薄絶各一尺、倭文二尺、庸布一丈、木綿二両、麻五両、
槍鋒一口、鯨一口、酒四升、鯨・堅魚・海藻各六両、腊二升、塩一升、柑・
坏各一口、

右、供神料物如前、但宮壳神加馬一疋、其総祭所須缶二口、匏二柄、裏調薦四枚、一丈、短帖一枚、祝詞料庸布五段、造幣忌部三人明衣料調布一段⁽³⁾三丈五尺、

(1) 廿一 訳注本「底「廿一座」。分注ノ座数並ビニ下文29条ノ座数及ビ分注ニヨリテ改ム。」として「十九」に改める。今、諸本に従う。なお京博本朱傍書「卜度神二前イ」「庭イ」、鈴鹿本書入「卜庭神二所イ祢本」あり。

(2) 一丈 訳注本「薦の単位は「一枚小半」「半枚」の例も含めて「枚」が大部分であり、「五尺」「三尺」の例も若干あるが、「枚」と「丈尺」とを併用する例はない」としてこの二字を削除する。諸本あり。あるいは説明注か。

(3) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。

23 月次祭条

六月祭(十二月准此、)

月次祭

右、供神調度、准祈年祭、但除鉞、

24 月次祭大殿祭条

大殿祭

右、供料并中臣等祿、並准上例、但減筥二合、

(1) 並 土本等「并」。条本傍書により改める。

25 御贖料条

御贖料

五色薄繩各二尺、糸三両、倭文二尺、安芸木綿一斤、凡木綿八両、麻六両、鉞四口、鉄人像二枚、庸布二段、布御服二領料布一段、裳二腰料布

一段、被二帖料布二段、(着綿各四屯、自余物見縫殿式、)帷二条、袂二両料布一段⁽⁴⁾二尺、帶二条料絹七尺、履二両、筥六合、(二合方二尺、四合方一尺五寸、)米・酒各四斗、鰻・堅魚・海藻各一斤、腊二斗、塩二升、水盆・埵・坏各二口、裏葉薦一枚、小川竹廿株、調布四段、(卜部六人明衣料、人別二丈八尺、)中臣(男一人、女一人、)祿料各絹二疋、

(1) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。

(2) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。

(3) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。

(4) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。

(5) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。京博本傍書「端イニ」、九冊本傍書「端」、鈴鹿本書入「祢端イニ」。

26 大祓条

野宮六月晦日大祓(十二月准此、)

庸布二段、木綿二斤、杓八両、麻四斤、大刀二口、弓二張、篋一百隻、鉞二口、鳥羽⁽¹⁾二翼、鹿角二頭、鹿皮二張、米・酒各二斗、稻四束、鰻一斤、堅魚四斤、海藻・滑海藻各十斤、腊・塩各二斗、水盆二口、匏二柄、薦二枚、馬二疋、(其在国之日四疋、)祝詞料庸布五段、短帖一枚、

(1) 鳥 訳注本は貞亨本により「鳥」に改める。

(2) 滑海藻 土本・条本等脱。土本・条本・九冊本等傍書および慶長本等により

補う。

(3) 各 土本等無し。

27 鎮火祭条

野宮鎮火祭

五色薄繩各四尺、倭文四尺、庸布二段、木綿五両、麻一斤、鉞四口、酒四升、鰻一斤五両、堅魚一斤五両、腊四升、塩二升、海藻一斤五両、毘

四口、柑四口、坏四口、榭四把、匏四柄、薦一枚、

28 道饗祭条

野宮道饗祭

五色薄繩各一丈、倭文四尺、庸布二段、木綿一斤十兩、麻七斤五兩、鉞四口、牛・猪・鹿・熊皮各二張、米・酒各四斗、稻四束、鯪二斤五兩、堅魚五斤、腊八升、塩二升、海藻五斤、盆四口、坏四口、藁四围、薦一枚、

29 野宮新嘗祭条

十一月祭

新嘗祭廿八座〈炊殿忌火・庭火神二前、水部忌火・庭火神二前、殿部御竈神一前、御川水神一前、酒殿神一前、膳部御食神一前、大炊竈神一前、自余供祈年祭・月次神是、〉

座別絹五尺、倭文并五色薄繩各一尺、庸布一丈四尺、木綿二兩、麻五兩、酒四升、鯪・堅魚・海藻・滑海藻各六兩、腊二升、塩一升、壺・坏各一口、馬一疋、〈宮壳神料缶二口、匏二柄、短帖一枚、〉

右、供神料物如前、但預祈年神、座別加槍鋒一口、其惣祭所須葉薦六枚、祝詞料庸布五段、造幣忌部三人明衣料布一段三丈五尺、

(1) 次 訳注本この下に「祭」を意補。諸本無し。

(2) 滑海藻 土本・条本等脱。土本・条本等傍書および慶長本等により補う。

(3) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。

30 野宮供新嘗料条

供新嘗料

絹二丈、糸二兩、紵一丈二尺、暴布一丈二尺、細布一丈六尺、調布三段^①、一丈、木綿二斤四兩、刀子二枚、長刀子十枚、短刀子十枚、米四斗、粟二斗、筥十四合、〈徑一尺五寸、〉篋筥二合、明櫃三合、案十脚、切案二

脚、土火爐二脚、槌・砧各二枚、土盤・椀・塙各十口、陶碗八口、盤廿

口、鉢八口、罍五口、平居甗五口、都婆波・多志良加各四口、土盆、陶

叩盆四口、匣八口、土手湯盆・陶手洗各二口、洗盤六口、酒盞十口、片

椀廿口、〈十口陶、〉高坏廿口、〈十口陶、〉盆四口、酒垂四口、筥坏廿口、

陶臼二口、蝦蟇槽二隻、匏十八柄、〈小二、〉油三升、榭四俵、日蔭二荷、

(1) 暴 訳注本「曝」。諸本「暴」。

(2) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。九冊本傍書「端イニ」。

(3) 土盆陶叩盆四口 訳注本「土盆」の下に數量を脱しているか、あるいは「四口」の上に「各」字を補うべきか、いずれかであろう。」とする。

31 新嘗祭 大殿祭条

大殿祭〈准上、〉

32 主神司月料条

野宮主神司所請月料

紙廿張、筆一管、亀甲一枚、波々可五枚、〈亀甲・波々可者、神祇官所行、〉

33 鎮炊殿祭条

鎮新造炊殿祭

絹二丈、五色薄繩各二尺、倭文二尺、木綿・麻各二斤、鉞四口、米・酒各四升、稻四束、鯪・堅魚各四斤、腊五升、海藻・雜海菜各四斤、塩二斤、甗・坏各四口、柏四把、薦一枚、祝詞料庸布二段、

(1) 雜海菜各 土本・条本等脱。土本・条本傍書および慶長本等により

補う。

34 忌火庭火祭条

新造炊殿忌火・庭火祭

五色薄繩各四尺、倭文四尺、絹二疋、糸二絢、調布二段、庸布二段、木綿・麻各二斤、米・酒各二斗、鰻・堅魚各二斤、腊・海藻各二斤、塩二斤、鍬四口、

(1) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。

(2) 二 条本朱傍書・京博本墨傍書「二」。鈴鹿本書入「一、祢傍書」。

35 卜戸座火炬条

卜戸座一人、(取山城国愛宕郡鴨具主氏童子、)

火炬二人、(取同国葛野郡秦氏童女、)

右、始自初齋院至于参入大神宮奉仕、其齋王入伊勢齋宮畢、即各替却、

(1) 畢即 土本・近本等「畢」に朱傍書「即」。条本は「畢」と「各」の間に「即」を傍書する。条本に従い「即」を補入と判断する。

36 野宮装束条

遷野宮装束

白絹廿疋、綿五十屯、紅花廿五斤、白木斗帳一具、几帳四基、(三尺二基、二尺二基、)五尺屏風四帖、輿一具、腰輿一具、菅翳二具、笠二具、(一盛緑袋、一盛油繩袋、)刺扇一枚、朱漆台盤四前、雕木一具、(已上供料、)絹七十二疋、細布十段、調布一百廿段、錢四貫文、(已上、命婦已下洗人已上装束、)当色六領、(別当五位・内舍人・中臣・忌部等六人料、)調布廿五段、一丈二尺、(下部以下今良以上装束、)輿長八人、緋服、布帶、駕輿、丁冊人、纁衫、紅褶、布帶、布袴、頭巾、脛巾、黄布衫冊領、袴冊腰、布帶冊条、(左右京職進担夫各廿人料、事了返上、)

(1) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。

(2) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。

(3) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。

(4) 布 土本・条本等脱、同本朱傍書により補う。

37 野宮年料供物条

(1)

年料供物

絹七十二疋五丈五寸、長絹十五疋、白絹十疋、帛廿疋、白綾二疋、綿一百七十二屯、紵五段、四丈、細布一段、二丈二尺、糸十斤、(已上冬御服料、自九月迄二月、)絹六十疋、帛卅疋、綿一百屯、(已上夏御服料、自三月迄八月、)

(2)

斗帳一具、壁代帳十一條、幌三條、(縫殿寮縫備、毎年供之、但斗帳骨内匠寮作一度供之、)支子一石八斗、紅花廿六斤、酢八斗、簾四張、席二枚、兩面端帖三枚、短帖一枚、緑端帖十枚、(已上秋冬料、)春夏料亦如是、但為薄帖、(掃部寮作備、毎年二季供之、但簾隼人司供之、)

(3)

白布端帖七枚、短帖三枚、(已上乳母料、)黄布端帖三枚、折薦帖九十枚、短帖十三枚、長帖二枚、席百八枚、長席二枚、調薦二百廿三枚、簀七十五枚、(已上官人已下料、)

(4)

油繩一疋四尺、裏料繩一疋四尺、(膳部・酒部・水部所前案吧料、)絹一疋一丈九尺五寸、(一丈一尺五寸膳部所篩十口料、一丈四尺酒部所篩六口并御酒案吧料、五丈水部所篩廿口并案吧料、四尺戸座所篩四口料、)白絹六尺、(酒部所料、)糸七両、(膳部所三両、水部所二両、酒部所二両、)細布八段、二丈八尺、(六段、二丈四尺膳部所料、二段、四尺酒部所料、)望陀布一端、(水部所料、)曝布一端二尺、(一丈二尺酒部所料、三丈水部所料、)調布七段、九尺、(四段、八尺膳部所料、三丈一尺酒部所料、一段、一丈九尺水部所料、三丈一尺戸座所料、)東席六枚、(二枚水部所料、四枚戸座所料、)

(5)

調韓櫃五合、(一合主神所料、二合膳部所料、一合酒部所料、一合水部所料)板筥・藺筥各五合、折櫃十四合、(八合膳部所料、二合水部所料、四合戸座所料)杓廿三柄、(八柄膳部所料、三柄酒部所料、十柄水部所料、二柄戸座所料)木盤二百八十二口、(百六十二口膳部所料、廿口酒部所料)水甌麻筥六口、(二口膳部所料、一口酒部所料、二口水部所料、一口戸座所料)籬三口、(一口酒部所料、二口水部所料)水麻筥十一口、(四口膳部所料、二口酒部所料、四口水部所料、一口戸座所料)大筥二合、(戸座所料)酒台五十口、酒盞百五十口、(酒部所料)楊筥卅合、(九合各方一尺五寸、十一合各方一尺、五合各方一尺二寸、五合長各一尺二寸、広五寸、一合主神司料、廿合膳部所料、五合酒部所料、二合水部所料、二合戸座所料)供飯被料帛一疋一丈五尺、綿十二屯、(膳部所料)砥二顆、(同所料)

(6)

銀盞一合、銀鏡一合、銀匕四枚、銀鍋子一口、(並供御料、長用)檳榔葉二枚、(戸座所料)坩三合、(一合受二斗、二合受五升)陶手洗十六口、白八口、甃五口、(一口受二升、四口各受二升)叩戸十四口、塩坏六合、塀卅合、罇二口、盤卅口、由加二口、匱筥廿八合、鍔切二具、打刀子二枚、刀子十一枚、(十枚長各五寸、広三分、一枚長一尺、広二寸)

(7)

韓竈二口、銅旅竈一具、(長用)木蓋十一枚、鉄火爐一枚、(長用)土火爐四枚、銚一柄、小銚二柄、酒槽六隻、釜四口、(一口受一石、二口各受五斗、煎釜一口、受五斗、長用)箕三枚、竇四枚、小匏卅二柄、槽一口、(受二石)凹槽三隻、洗槽三隻、御前案三脚、(長各三尺、高八寸、広一尺八寸)外居案五脚、(長各四尺、広二尺、高二尺八寸)御水案二脚、匣・手洗各一口、手水案二脚、酒案一脚、(已上五脚、長各三尺、広一尺八寸、高一尺八寸)中取八脚、切案六脚、酒垂一口、

塩白二口、櫛案四脚、砥一顆、小銚三柄、鑿三枚、(已上三物、主神所料)鍬八口、(掃除料)塩五石、(漬雜給菜料)黒米卅石、(雜給酒料)甃五口、(長用)甃五口、(長用)缶十口、油一斗二升、油坏一百廿口、後盤卅口、平甃二口、(十二月晦夜料)墨三廷、

(1) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。

(2) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。

(3) 折 土本・条本等「料」。雲州本および勢多本傍書により改める。

(4) 并 土本・条本等脱。訳注本にならぬ意補する。

(5) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。九冊本・京博本奉書「端イニ」。

(6) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。

(7) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。

(8) 望陀布…曝布一端二尺(二丈二尺酒部所料三丈水部所料)条本脱。

(9) 調布七段九尺 訳注本「この数値は四丈一端とすれば分注と合うが、四丈一端制は一般に細布に適用されるもので、調布は四丈二尺一端制を原則とする。しかし式内においても調布四丈端の例があるので、しばらく本のままとする。」と記す。

(10) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。

(11) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。

(12) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。

(13) 板 近本は「飯」に訂正。京博本頭書「飯歟」。

(14) 六 諸本「各六」。考異に従い「各」を衍と見て削除する。

(15) 一 土本等「二」。九冊本・京博本傍書により改める。鈴鹿本書入「二」條傍書。

(16) 籬 諸本「籬」。「籬」との通用と判断する。九冊本・京博本・版本傍書「シタミ」。

(17) 匕四枚銀 条本この四字を脱し傍書補入する。

(18) 檳榔葉 九冊本傍書・勢多本朱書「扇蠅云」、京博本傍書「扇蠅云々本定」。

(19) 柑 条本この上に「供七四枚」あり。21の脱字と関わるか。

(20) 各 土本等無し。条本により補う。

(21) 合 訳注本「典本・国史大系本「口」ニ作ル(両本トモ校注ナシ)。コノ方是カ。」と記す。

(22) 柄 近本「枚」。

38 野宮月料条

月料(小月物別減卅分之一)

稻卅九束一把六分、粟十七束八把、(並大炊寮、毎月春供)東鯪廿四斤六兩、雜鯪・煮堅魚各十一斤四兩、烏賊・押年魚各七斤八兩、乞魚皮十五斤、鯛魚汁一斗五升、腸漬鯪・貽貝鯪各一斗五升、堅魚廿四斤六兩、鯛楚割・鮫楚割各七斤八兩、大鯖九十隻、雜魚鯪六斗、芥子・堅魚煎汁各三升、口味直錢、(其数准時沽価充之)紫菜・海松各二斤十三兩、海藻・凝海藻各十一斤四兩、塩・搗粟各三斗、生粟六斗、豉六升、醬二斗四升、醬瓜卅顆、味噌一斗二升、糖一斗五升、糯米・大豆・小豆・小麦・黍子・胡麻子・藁子各三斗、米二斗一升、酢一斗二升、酒二斛四斗、汁槽一斗五升、油二斗四升、(供料油六升、燈油一斗八升)瓮十口、塙卅口、大塙十合、鏡形二百口、片盤四百口、枚片坏六百口、窪坏三百八十口、酒盞・酒台各十五具、椀七十合、齋坏六十口、布四尺三寸五分、松明三百把、薪五千四百斤、炭廿四石、藁卅捆、紙七十張、(五十張雜用料、廿張主神所料)筆三管、(二管雜用料、一管主神所料)龜甲一枚、竹廿株、

(1) 別 土本「引」。条本・近本等により改める。

(2) 東 土本「東」。条本・近本等により改める。

(3) 腸 土本等「腹」。近本傍書等により改める。

(4) 貽 土本「貼」。条本・近本等により改める。

(5) 堅 土本等「塩」。京博本朱傍書・貞享本傍書等により改める。

(6) 雜魚鯪 九冊本・京博本傍書「課時鮮物云々イ本二」、鈴鹿本書入「祢本傍注、課時鮮物云々イ本二」、勢多本書入「課時鮮物云フ、イ本」。

(7) 栗 訳注本下に「子」を意補。諸本無し。

(8) 栗 訳注本下に「子」を意補。諸本無し。

39 正月三節料条

正月三節料

東鯪・堅魚・隱伎鯪・煮堅魚・烏脂・烏賊・鯛楚割各三斤、楚割鯪三隻、鮭三隻、薄鯪・熬海鼠各二斤、紫菜・海藻各一斤、塩三升、醬・味噌・酢各一升五合、酒六斗、糯米九升、大豆・小豆・粟・黍各三升、小麦・胡麻・生栗子各六升、糯三升、干柿三連、搗粟子三升、(已上供料)米一石、糯米一石、大豆二斗、小豆三斗、油一斗、雜脂・鯪各三斗、鯪・堅魚各廿斤、酒一石、(已上官人以下料)調布十三段三丈六尺、(膳部四人、水部・酒部・炊部・殿部各三人、掃部二人、別衫料二丈、袴・禪料八尺、女孺三人禪料各四尺、仕丁一人袴・禪料八尺、)

(1) 栗 土本等「粟」。条本および近本傍書等により改める。

(2) 調布十三段三丈六尺 訳注本「この数量は分注と合わない。いずれか又は双方に誤りがある。」と記す。

(3) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。九冊本傍書「端イニ」、京博本傍書「端イ」。

(4) 料 諸本無し。考異に従い意補する。

40 五月節条

五月節

糯米一斗五升、大角豆三升、酒二斗、口味直錢、(数隨時価、已上供料)糯米五斗、米一石、大角豆一斗五升、(已上官人以下料)調布七段一丈八尺、(四段二丈八尺、膳部三人・水部二人・酒部二人衫并禪料、三丈

二尺、采女二人・女孺二人構・禊料、一段二丈二尺、仕丁三人・仕女五人構・禊料、一丈水毬麻笥二口吧料、一丈拭布料、

(1) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。九冊本・京博本傍書「端イニ」、鈴鹿本傍書「祢端イニ」。

(2) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。

(3) 三丈……料(15字) 土本等弥書あり、削除する。条本は弥書部分を補筆。

(4) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。

(5) 吧 土本等「把」。意により改める。

41 七月節条

七月節(九月亦同)、

供料酒二斗、口味直銭、(数随時価)、官人以下料鮭二十隻、熟瓜一百顆、

42 齋終行事条

凡齋内親王三年齋終、四月上旬任装束司、五位二人、(神祇副以上一人、左右少弁以上一人)、六位以下四人、(諸司主典以上)、諸司史生六人、雜使十人、(散位六人、位子四人)、雑工冊人、(簡取内匠・木工・隼人等寮司長上以下諸部等為之)、共作廿人、(取仕丁充之)、女孺廿人、直丁二人、同句於神祇官西院始行事、五位以下給明衣、史生以上各絹四丈五尺、女孺各三丈、女雑工以上各布二丈六尺、共作及直丁不在給例、其食依常例、

(1) 神 土本無し。条本・梵本等により補う。

(2) 簡 土本等「筒」。近本・京博本傍書等により改める。

(3) 為 訳注本考異に従い「充」に意改する。

(4) 在 土本・条本等「仕」。近本により改める。

43 造備雜物条

(1)

造備雜物

輿一具、下案一脚、(白木)、腰輿一具、蓋一具、翳二枚、笠二枚、(一日笠、一雨笠)、胡床二脚、床一脚、(白木)、御鞍二具、命婦鞍一具、(已上毛鞵)、女孺鞍四具、(皺文鞵)、

(2)

班幔四条、斗帳一具、(方一丈二尺、高七尺五寸)、皂頭巾八十八条、綫八十八条、縹布措衣五十七領、縹布衣九十六領、布袴一百五十三腰、布帶百五十三条、褶八十八条、脛巾八十八条、脛纏八十八条、⁽⁴⁾ 林八十八両、⁽³⁾

(3)

沐槽一口、下案一脚、(漆塗)、洗槽一口、下案一脚、(漆塗)、小槽一口、彫木一具、納韓櫃一合、輕幄一具、紺繩幕一具、四尺屏風四帖、葉韓櫃一合、下案一脚、(漆塗)、銀飯笥一合、銀酒盞一具、銀鍋子一口、銀水鏡一合、銀匕二枚、板笥二合、小膳櫃一合、膳櫃六合、下案六脚、厨韓櫃一合、膳案三脚、酒案一脚、粥案一脚、切案一脚、明櫃一合、(加宮形)、柳筥七合、龜筥四合、紵巾一条、絹篩五口、調布篩二口、帚七口、拭布三条、(長各一丈)、塗漆樽二合、塗漆匣一口、塗漆手洗二口、轆轤槽一口、捧柑三口、木盤七口、負甕四口、平甕二口、陶柑二口、手洗二口、洗盤二口、齋鉢二口、筋柑二口、杓三柄、匏四柄、打刀子一枚、檜杓卅枝、⁽⁵⁾

(4)

壁代紗帳一具、所須秘錦三尺四寸、錦五丈七尺一寸、紫纈帛一疋、深紫綾三丈八尺、浅紫綾一疋五丈一尺一寸、深紫帛二丈八尺、浅紫帛一疋一丈三尺六寸、緋綾二疋八尺五寸、油繩十疋三尺六寸、練紗一疋三丈、紫糸十二斤五両、紫革五張、独犴皮二張、熊皮七張、藟小一斤、白藟大四両、⁽¹⁾ 練金小十二両一分二銖、銀大五斤十一両、水銀小五斤三両、青砥二顆、曝黑葛七両、棗鞍橋二具、(已上請内藏寮、)

(5) 両面六疋一丈一尺七寸、緋帛十七疋五丈八尺九寸、緋東繩二丈九尺一寸、
 緑帛五疋九寸、縹帛六疋四丈三尺、紺東繩四疋二丈二尺、黄帛八疋五丈
 九尺三寸、生綾三丈一尺三寸、白綾一疋三丈一尺二寸、帛八尺、橡東
 繩二疋、帛廿一疋二丈二尺、生繩十四疋五丈五尺七寸、東繩三丈二尺二
 寸、色綾三丈七尺、緋糸十九斤一両、緑糸一斤一両、紺糸四両、縹糸一
 斤三両、黄糸十四両、橡糸八両、練糸二斤九両二分、生糸一斤二両、調
 綿五十三屯一両、縹細布一丈七尺、紺調布二段一丈四尺、縹調布六十三
 段三丈一尺、細布一段一丈、調布一百五段三丈五尺、紵布三丈、商布
 十七段一丈六尺、藍四圍、紅花大廿一斤二両、漆三斗九升五勺、熟麻大
 一斤八両、苧小二斤二分、東席三枚、出雲席二枚、葛野席十一枚、葉薦
 四枚、洗革三張、牛皮一張、膠大一斤、木賊一斤、伊予砥七顆、
 (6) 金薄冊枚、熟銅大五十七斤七両、半熟銅十八斤、鉄五十一斤四両、調韓
 櫃七合、薄紙七十三張、紙三百廿四張、墨二廷、筆十管、掃墨九升一合、
 黒葛五斤、油四升五合、一升五合荏、二升椶椒、一升胡麻、荒筥四合、
 糯米八升二合、小麦一斗二升二合、酢三斗五升、
 (7) 榼樽十五村、柏甘把、匏四柄、篋二百隻、朴十村、各径一尺、厚三寸、
 椀十六村、各長二尺五寸、方二寸、椀卅四村、一村長三尺、径八寸、
 厚三寸、一村長一尺二寸、径九寸、四村各長三尺、厚方一寸二分、二村
 各長一尺八寸、径八寸、二村各長一尺七寸、径一尺、三村各長一尺、径
 八寸、四村各方一尺八寸、厚八寸、一村各方九寸、四村各長一尺八寸、
 厚方一寸二分、十二村各長六尺、方三寸五分、篋竹三百七十株、檜樽
 五十三村、簀子十五枚、歩板十枚、五六寸楯四枚、八多板四枚、知佐木
 卅五枝、菅廿把、荒炭廿二石二斗、和炭九十四石一斗、針冊枚、頭巾
 八十八条、(已上申官請受、)

- (1) 綾 土本等「綾」。諸本傍訓「ライカケ」より推し改める。
- (2) 百 訳注本は考異に従い上に「一」を意補。諸本無し。
- (3) 八 諸本無し。考異に従い意補する。
- (4) 八 土本等無し。条本等により補う。
- (5) 塗 土本「塗」。条本等により改める。
- (6) 板 近本・京博本等、下に「飯」を補入。
- (7) 齋 土本等「齋」。藤波本・京博本傍書等により改める。
- (8) 枝 訳注本「枚」とする。諸本「枝」。
- (9) 丈 土本等「尺」。条本および近本傍書等により改める。
- (10) 狩 土本「行」。条本等により改める。
- (11) 練 訳注本「鍊」とする。諸本「練」。
- (12) 帛 丈本この上に「白」あり。ただし抹消するか。
- (13) 寸 土本等無し。近本補書等により補う。
- (14) 色 土本等「包」。考異に従い意改する。
- (15) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。九冊本傍書「端イ」、京博本傍書「端
 イニ」、鈴鹿本書入「祿、端イニ」。
- (16) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。
- (17) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。
- (18) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。
- (19) 榼 土本等「椀」。考異および勢多本書入に従い改める。
- (20) 二 土本等「三」。条本・近本等により改める。
- (21) 椀卅四村 京博本朱傍書「從此下注今加云々、本」。
- (22) 厚三寸 あるいは衍字か。
- (23) 方 訳注本島原本傍書により「長」に改める。諸本「方」。
- (24) 一村各方九寸 訳注本は考異に従い「各」を削り、また「一村」の下に「長
 ……」の脱文を想定する。あるいは「方九寸」の上ないし下に脱文
 を想定すべきか。

(25) 枝 訳注本は島原本により「枚」に改める。
(26) 枝 訳注本は藤波本により「枚」に改める。

本、群行御禊事」。

44 御馬条

凡御馬二疋、女孺乗馬六疋、並以左右馬寮馬充之、若有死失者請替、

45 潔齋三年条

凡齋内親王在京潔齋三年、即每朔日、着木綿鬘、参入齋殿、遥拜大神、時先供御麻、次鬘木綿、其料安芸木綿四両、麻二斤、(別当已下料在此内、) 别当大夫已下卜食者、共再拜兩段、但九月・六月・十二月不参、至十六七日参入、再拜兩段、長拍手兩段、齋王不拍手、齋終之後、乃向伊勢大神宮、其野宮内外屋并垣之類、給神祇官中臣、出居殿御座・装束之類、給主神司中臣、寢殿内雜物、給同司忌部、但金・銀器及釜・甕之類、納齋王家、

(1) 别当：此内(8字) 土本等本文に作る。条本により改める。

(2) 野宮内外屋 京博本朱頭書「野宮内外屋并垣類等分給事」、九冊本朱頭書「野宮内外屋并祇額分治率イ本ニ」、鈴鹿本書入「祢本、野宮内外屋并垣類等分給事」。

46 并備雜事条

凡齋内親王向伊勢時、七月以前、遣寮允・史生各一人於齋宮及国、并備雜事、

(1) 凡 九冊本頭書「前決判舌イニ」。

47 河頭禊条

凡齋王出自野宮、入大神宮、臨於川頭、在前為禊、(定日時方向上、)

(1) 凡 京博本朱頭書「群行御禊事」、九冊本頭書「行御撰事」、鈴鹿本書入「祢

48 河頭禊祓料条

祓料^①

五色繩各一尺、荒服料布一段、筥一合、(長一尺五寸、) 木綿一斤四両、麻三斤、鉄人像二枚、黄蘗四枚、鰻・堅魚・海藻各四斤、腊四升、塩二升、米・酒各四斗、納缶四口、甗一口、食薦二枚、柏四把、瓮二口、輦籠一腰、^③ 匏二柄、稻二束、鋏四口、祝詞料庸布二段、夫二人、枋二枝、

(1) 料 この下に京博本墨書「件ニイ本ニ」および朱注「件二字今加」、九冊本注「件ニイ本ニ、字令加、」あり。

(2) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。九冊本傍書「端イニ」。

(3) 腰 玄梁本訂正書・鈴鹿本書入「脚」。

49 大祓使条

凡齋王将入大神宮、在前七月若八月、同時遣大祓使、(左右京一人、五畿内一人、七道各一人、)

(1) 凡 京博本朱頭書「大祓」、九冊本朱頭書「大祓イニ」。

50 朝廷大祓料条

凡齋王将入大神宮、八月晦日朝廷大祓料、庸布二段、木綿・麻各大四斤、鹿皮四張、鹿角四枝、大刀四口、弓四枝、箭四具、鋏四口、^② 菜一斤、短帖一枚、酒・米各四斗、稻四束、鰻・堅魚各八斤、海藻廿六斤、滑海藻十斤、雜海菜八斤、腊七斗、塩四斗、水戸四口、匏四柄、薦二枚、馬二疋、祝詞軾料庸布五段、

(1) 凡 京博本朱頭書「同事」、九冊本頭書「同事イニ」、鈴鹿本「祢 同事」。

(2) 菜 訳注本は「菜」。諸本「菜」。

51 齋宮修理条

凡齋宮破壞、国司修理、若壞破過多、在前遣使修造、

- (1) 凡 九冊本頭書「破壞イニ」。
- (2) 壞破 訳注本、条本に「破」字の右傍ニ顛倒符トオボシキ「レ」点アリ。或イハ「破壞」ニ改ムベキカ」とする。

52 勢江州忌条

凡齋王将入大神宮之時、自九月一日迄卅日、京・畿内・伊勢・近江等国、不得奉燈北辰及举哀改葬、

- (1) 凡 九冊本頭書「群行イニ」、

53 頓宮条

凡頓宮者、近江国国府・甲賀・垂水、伊勢国鈴鹿・壹志、総五所、並国司依例营造、所須稻、近江一万五千束、伊勢二万三千束、鋪設・雜器及供給、総用此内、

- (1) 凡 京博本朱頭書・九冊本頭書「頓宮事」。鈴鹿本書入「祿事」。
- (2) 五 主稅式上39条では「二」。
- (3) 三 主稅式上39条では「二」。

54 監送使条

凡齋内親王臨行、預定監送使、参議一人、(或以中納言充之)弁一人、史一人、六位以下官人一人、即使及齋宮官人以下、皆賜装束、

- (1) 使四位布十段⁽³⁾、五位布五段⁽⁴⁾、六位繩一疋、綿一屯、布一段⁽⁵⁾、唯忌部布三段⁽⁶⁾、齋宮頭絹十疋、綿廿屯、布廿段⁽⁷⁾、助絹八疋、綿十五屯、布十五段⁽⁸⁾、主神司中臣・忌部、寮允、舍人司長、膳部司長各絹四疋、綿六屯、布五

段⁽⁹⁾、寮属、蔵部・炊部・酒部・水部・女部・殿部・葉部・掃部・門部・

馬部長及二司判官等、絹三疋、綿五屯、布四段⁽¹⁰⁾、宮主、舍人、蔵部、膳部・門部主典各繩二疋、綿四屯、布三段⁽¹¹⁾、史生、大舍人、寮舍人及諸司番上等各絹一疋、綿二屯、布二段⁽¹²⁾、寮使部各布二端、飼丁・今良各布一段⁽¹³⁾、

(3) 其命婦者雜色綾廿疋、綿卅屯、布廿段⁽¹⁴⁾、乳母各雜色帛十四疋、綿廿屯、布十三段⁽¹⁶⁾、一等女孺各雜色帛十疋、綿十屯、布五段⁽¹⁷⁾、二等女孺各雜色帛八疋、綿七屯、布四段⁽¹⁸⁾、三等女孺各絹六疋、綿五屯、布三段⁽¹⁹⁾、殿守各雜色帛四疋、綿四屯、布二段⁽²⁰⁾、女丁各雜色帛二疋二丈五尺、贊布一段⁽²¹⁾、綿四屯、戸座・火炬小子各絹二疋二丈、綿四屯、布二段⁽²²⁾、縹布一丈五尺、

(1) 凡 京博本朱頭書・九冊本戸奥書「長奉送使事」、鈴鹿本「祿長奉送使事」。土本無し。近本補書および条本等により補う。

(2) 以 訳注本「端」に意改。諸本「段」。京博本左傍書・九冊本左傍書「端イニ」、鈴鹿本書入「端イニ」。

(3) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。京博本左傍書・九冊本左傍書「端イニ」、鈴鹿本書入「端同上」。

(4) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。京博本左傍書・九冊本左傍書「端イニ」、鈴鹿本書入「端同上」。

(5) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。京博本左傍書・九冊本左傍書「端イニ」、鈴鹿本書入「端同上」。

(11) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。

(12) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。京博本左傍書「端イ」、九冊本左傍書「端イニ」、鈴鹿本書入「端同」。

(13) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。

(14) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。京博本左傍書・九冊本左傍書「端イニ」、鈴鹿本書入「端同」。

(15) 帛 土本等「帛綾」。近本は本文になく傍書にて「綾」を補う。考異に従い「綾」を衍字と見て削除する。

(16) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。

(17) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。京博本左傍書・九冊本左傍書「端イニ」、鈴鹿本書入「端同上」。

(18) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。京博本左傍書・九冊本左傍書「端イニ」、鈴鹿本書入「端同上」。

(19) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。京博本左傍書・九冊本左傍書「端イニ」、鈴鹿本書入「端同上」。

(20) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。

(21) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。

(22) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。京博本左傍書・九冊本左傍書「端イニ」、鈴鹿本書入「端同」。

55 給馬条

凡^①從行群官以下給馬、主神司中臣・忌部・宮主各二疋、頭四疋、助三疋、諸司主典以上各二疋、番上各一疋、其命婦四疋、乳母并女孺各三疋、興長及殿守各一疋、其監送使及飼丁・女丁、宮主・卜部等家口不在給限、其將從四位六人、五位五人、余准馬數、品官不要者、在前發遣、

(1) 凡 京博本朱頭書・九冊本頭書「給馬事」、鈴鹿本書入「祢 給馬事」。

(2) 疋 土本等「人」。近本・京博本等朱傍書により改める。

56 神嘗祭使条

九月神嘗祭使

右尋常之例、十一日參入、而当齋王參入之時、即陪從參入、其幣并明衣料、与尋常同、更差使中臣一人、遣近江・伊勢二国、在前祓清、

(1) 九 京博本朱頭書・九冊本頭書「例幣事」、鈴鹿本書入「祢 例幣事」。

57 齋十八箇日条

齋十八箇日

右尋常齋三箇日、当此時、自一日至十八日齋、但拳哀改葬限月内忌之、

(1) 葬 土本等「喪」。52条にならい改める。

58 発日条

凡^①齋内親王発日、所司預設御座於大極後殿、天皇御後殿、(不警)神祇官五位中臣進御麻、史一人行麻於侍從五位以上、時刻御大極殿、齋内親王下輿入就殿上座、事訖向大神宮、(事見儀式、)

(1) 凡 京博本朱頭書・九冊本頭書「行幸事」。

(2) 後 土本無し。条本・近本等により補う。

59 六処堺川条

六処堺川供奉御禊(山城)^①、近江勢多川・甲賀川、伊勢鈴鹿川^②・下樋小川・多氣川、御荒服六具料庸布六段、鉄人像十二枚、木綿・麻各六斤、酒・米各六斤、鯁・堅魚各六斤、腊六升、塩六升、海藻・雑海菜各六斤、甍六口、筥四口、(各長一尺七寸)席一枚、夫三人、

(1) 城 この下に脱字あるか。貞享本傍書「□川敷」。

(2) 鹿 土本「度」、条本「庶」。近本・九冊本等により改める。

(3) 菜 土本等「藻」。考異に従い意改する。なお条本は「雑海藻各」4字補筆。

(4) 席 土本等の上に「善品漆筥(納堅魚鰓等類)」一〇字あり。考異に従い

傍書の竄人と判断する。ただし「(納堅魚鰓等類)」は本文注の可能性もある。

60 鎮祓条

(1)

凡齋内親王在路、每至山城・近江・伊勢等堺、勢多・鈴鹿・下樋・多気川等、遣神部・卜部各二人在前鎮祓之、所須鉄人像十二枚、布衣六領、裳六腰、(以庸布一段作一衣一裳、)木綿・麻各六斤、米・酒各六升、鰓・堅魚各六斤、腊・塩各六升、海藻・雑海菜各六斤、雑盛六籠、筥麩六口、筥四合、(方一尺七寸、)席・薦各一枚、夫三人、

(2)

其路次社幣料、絹一疋、糸五絢、綿五屯、木綿一斤、麻二斤、又頓宮五处大殿祭料、安芸木綿卅枚、凡木綿一斤、亦路間儲幣料、絢一疋、綿五屯、糸五絢、木綿一斤、麻一斤、卜龜甲一枚、並主神司請領祭之、其鎮祓等料者、請受京庫、

(1) 領 土本「舍員」。条本・近本等により改める。

61 祈年祭神条

(1)

齋宮祈年祭神百十五座
大社十七座(在齋宮内、)
大宮壳神四座 御門神八座 御井神二座 卜庭神二座 地主神一座
座別絹五尺、五色薄繩各一尺、倭文一尺、木綿二両、麻五両、庸布一丈四尺、鍬一口、楯一枚、八座置・四座置各一束、鰓・堅魚各五両、腊二升、塩一升、海藻・滑海藻・雑海菜各六両、酒二升、柑一口、但加宮壳神馬一疋、御門神各槍二竿、

(2)

小社九十八座(在多気・度会両郡、)

須麻留壳社 佐那社二座 櫛田社

有貳社 麻績社 服部伊刀麻社

相鹿牟山社二座 奈々美社 宇爾桜社

宇爾社 服部麻刀方社二座 紀師社

天香山社 穴師社 流田社

流田上社 石田社 竹佐々夫江社

伊佐和社 牟礼社 大國玉社

佐岐栗栖社二座 櫃倉社 伊蘇上乃社

櫛田槻本社 牛庭社 大櫛社

賀須夜社 竹上社 竹仲社

魚海社二座 林社 相鹿上社

守山社 大海田社 相鹿中社

宇留布都社 畠田社三座 火地社

大与杼社 棒屋社 国生社

大分社 相鹿社 伊呂上社(已上多気郡、)

(3)

朝熊社 荒御玉命社 伊佐奈伎社

伊佐奈弥社 蚊野社 鴨社

藺相社 狭田国生社 田乃家社

草名伎社 磯社 多伎原社

月夜見社 湯田社 奈良波良社

大水社 津長大水社 大國玉比女社

御饗社 大土御祖社 田上大水社

国津御社 坂手国生社 粟皇子社

川原国生社 久々都比女社 大間国生社

- 江社 神前社 榎村社
 朽羅社 度会国御社 度会大国玉比女社
 清野井庭社 志等美社 川原社
 山末社 榛原社 川原大社
 宇須乃野社 小俣社 川原淵社
 大神御船社 雷電社 萩原社
 大川内社〔已上度会郡〕⁽¹⁰⁾
- (4) 座別絹三尺、木綿二両、麻五両、庸布一丈四尺、楯一枚、八座置・四座置各一束、鯁・堅魚各六両、腊・塩各五合、海藻・滑海藻・雑海藻各一両二分、酒一升、柑一口、惣祭所須麩三口、匏三柄、薦五枚、祝詞料庸布五段、造幣忌部三人明衣料布三段、短帖一枚、
- (5) 右祭、二月四日供祭、其六月・十二月月次・鎮火・道饗・大殿・御贖・大祓并朔日忌火・庭火等祭供神雑物及明衣・祝詞料皆准在京、但月次祭加火雷神一座、
- (1) 鹿 土本等「麻」。条本により改める。
 (2) 方 訳注本は、諸本傍訓「マ」であることから、或いは「万」を是とすべきかとする。
 (3) 乃 訳注本は神名式上12条により削除する。
 (4) 菌 土本等「園」。条本により改める。
 (5) 饗 大神宮式5条および神名式上12条では「食」。
 (6) 御 訳注本は儀式帳によりこの下に「祖」字を補う。
 (7) 国御社 大神宮式5条および神名式上12条では「国御神社」、儀式帳では「国都御神社」。
 (8) 榛 土本等「捧」。儀式帳により「榛」とみなす。
 (9) 萩 神名式上12条は「萩」、儀式帳は「葭」。
- (10) 郡 土本等、この下に「已上社名本官説」あり。
 (11) 海 土本等無し。近本補書および条本等により補う。
 (12) 料布 土本等無し。22条・29条等により補う訳注本に従い意改。
 (13) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。
 (14) 道饗 土本等「饗道」。訳注本に従い意改。
 (15) 雑 土本等無し、条本により補う。
- 62 三時祭禊料条
- (1) 齋内親王参三時祭禊料
 五色純各六尺、安芸木綿十五枚、凡木綿・麻各三斤、庸布六段、布衣・裳各三具、〔料庸布〕、鉄十二口、筥三合、鯁・堅魚各六斤、海藻・雑海藻各六斤、腊・塩各一斗二升、米・酒各三斗、稻十二束、瓮十二口、坏六口、櫛十八把、匏三柄、輿籠三脚、食薦六枚、黄蘗十五両、〔已上晦日禊料〕、
- (2) 五色薄純各九尺、倭文九尺、安芸木綿廿七枚、凡木綿・麻各六斤、布衣・裳各九具、〔料庸布〕、鉄人像十八枚、筥九合、鯁・堅魚各九斤、腊・塩各九升、海藻・雑海藻各九斤、雑盛九籠、米・酒各二斗七升、稻九束、菓三围、〔已上参日禊并堺祭料〕、
- (3) 右五月・十一月晦日、随近川頭為禊、八月晦日、臨尾野湊為禊、其三時祭月十五日、齋内親王向離宮、行路之間有二处堺祭、〔宮東塚外及多氣・度会両郡堺祭之、料物色目在上〕、到着禊殿、〔神宮司并掃部司供奉装束〕、主神司中臣為禊、〔料物神宮司儲之〕、大神宮司奉齋王膳、兼賜酒肴勅使已下、次主神司供奉内院大殿祭、〔所須祭物、神宮司儲之〕、然後齋王遷内院〔装束雑具一同禊殿〕、奉夕膳、〔神宮司以料物附所司、

但男女官供給弁備行之、

(4)

十六日朝饌之後、齋王參度会宮、路辺窮者賑給如常、禊度会河、參入神宮、至板垣門東頭下輿、入外玉垣門就東殿、(禰宜并掃部司供奉裝束、)神宮司執鬘木綿、入外玉垣門而跪、命婦出受以奉齋王、拍手而執著鬘、又神宮司持太玉串、入同門而跪、命婦亦奉齋王、拍手而執、捧入内玉垣門就座席、(命婦若女孺二人陪從、)避席進前再拜兩段、訖玉串授命婦、受轉授物忌、受執立瑞垣門西頭、齋王還就本座、宮司宣祝詞、訖物忌・内人奉幣帛案、齋王并衆官以下再拜、拍八開手、次拍短手再拜、如此兩遍、既而衆官退出、就解齋殿給酒食、訖入外玉垣門供倭舞、先神宮司以下及主神司・寮官次第舞、次齋宮女孺四人供五節舞、訖給祿有差、其後齋王還着離宮、主神司中臣候南門奉御麻、

(5)

十七日參大神宮禊御裳洗河、自余之儀、同度会宮、(事見大神宮式、)是日神宮司猷物即賜祿、又奉幣使同賜祿、並各有差、

(6)

十八日齋王還宮、主神司中臣候南門奉御麻、兼供奉大殿祭、祇承国司賜祿、

(1) 各 土本等無し。訳注本にならぬ意補。

(2) 神宮司 九冊本傍書「從此下川賜祿所奈(祭カ)加」。

(3) 門 土本・条本「院門」。近本「院門」と記し「門」を「内」に訂正。慶長本等により改める。

63 卜庭神祭条

毎月晦日卜庭神祭(齋王參三時祭卜庭神祭准此、)

米・酒各四升、堅魚・海藻各一斤、腊二升、塩一升、

(1) 米酒各四升 考異はこの前後に脱文有らんと推測する。訳注本も従うべきか

とする。

(2) 塩一升 九冊本・京博本この下に「新嘗会及同度会宮、令依御短尺イニ」と

注す。九冊本は「令」に「本之(定カ)」と傍書する。

64 十月祓料条

凡十月晦日祓料、同三時祭祓、

65 新嘗祭条

新嘗祭神百十五座(大十七座、小九十八座、)

右、供祭雜物、並准祈年、但鎮炊殿并忌火⁽¹⁾・庭火・大殿祭等、皆准在京、
(1) 火 土本「大」。条本・近本等により改める。

66 供新嘗料条

(1)

供新嘗料(卜八男十女、)

絹二丈、糸二兩、紵一丈二尺、細布一丈六尺、曝布一丈二尺、調布三段⁽¹⁾
一丈、木綿二斤四兩、土盤十口、手洗二口、片椀十口、高盤十口、洗盤
六口、塙十口、⁽²⁾盆四口、手湯盆二口、(已上寮充之、)筥十四合、籠筥一合、
明櫃三合、供机十枚、供料米二斗、粥料米二斗、粟二斗、白黒二御酒料
稻甘束、御酒一石、匏十八柄、酒垂四口、櫛四俵、漆刻柄刀子二枚、長
刀子十枚、短刀子十枚、土火爐二枚、木刺槌二柄、砧木二枚、蝦蟇槽二
口、日影葛二荷、輿籠二脚、(已上当国充之、)⁽⁴⁾甕五口、平居甕五口、都
波々四口、⁽⁴⁾匜八口、小杯八口、陶白二口、⁽⁵⁾管杯廿口、陶碗八口、多志良
加四口、⁽⁶⁾甕六口、陶鉢八口、盤廿口、高杯十口、酒盞十口、油三升、切
机二脚、⁽⁴⁾叩盆四口、(已上美濃国充之、)東鯪二斤十兩、薄鯪・隱伎鯪各
二斤、堅魚五斤、煮堅魚十斤、烏賊・螺各十兩、⁽⁶⁾鮪鯪一升、干海松二斤、
紫菜一斤、海松纏鯪一升、煮塩年魚・醬鮒各二升、干薑二兩、清酒・濁

酒各二升、米・糯米各一升、大豆・小豆・小麦・胡麻子各二升、糯稻四束、糯糯一升、粟糯・菓子糯・黍子糯各二升、椎子・菱子各五升、蓮子・干棗各一升、生栗⁽⁷⁾一斗、搗栗六升、干柿二升、橘子十蔭、干榲三俵、弓絃葉一荷、⁽⁹⁾〔已上寮充之〕、輿籠一脚、⁽¹⁰⁾〔当国充之〕

右、主神司并膳部所請、

(2)

稻八束、粟四束、〔已上寮充之〕

右、炊部所請、

(3)

細布一尺、酒坏二具、窪坏廿口、片盤十五口、〔已上寮充之〕、食薦二枚、⁽¹¹⁾〔当国充之〕

右、酒部所請、

(4)

絹五丈一尺、曝布六段⁽¹²⁾二丈八尺五寸、紵布六尺、糸十兩、篩二口、麻笥二口、椀案一脚、土大盤二口、油一升、小豆一升、〔已上寮充之〕、湯槽・凹槽・洗足槽各一隻、棚案一脚、板蓋五枚、明櫃二合、篋一合、籠篋一合、燈台二具、匏三柄、菲一兩、〔已上当国充之〕、池由加一口、由加四口、叩盆⁽¹³⁾四口、油甌一口、油杯⁽¹⁴⁾・盤各二口、鏡形一口、陶鉢一口、〔已上美濃国充之〕

右、殿部所請、

(5)

払細布一丈二尺、篋一合、白端帖十二枚、⁽¹⁵⁾短帖八枚、⁽¹⁶⁾坂枕二枚、折薦帖二枚、〔已上寮充之〕

右、掃部所請、

(6)

繩五疋、白絹二丈五尺、綿廿屯、紫小纈帛三丈、細布二丈、曝布一段⁽¹⁷⁾一丈四尺、篋六合、櫛一具、〔黄楊〕櫛案一脚、刀子一具、冠一条、爪磨

一枚、杵一兩、出雲席一枚、⁽¹⁸⁾
右、齋内親王神忌御服料、

(7)

絹十四疋三丈、〔十疋被料、四疋三丈青摺衣料〕、綿一百九十屯、調布六十七段⁽¹⁹⁾三丈四尺、紅花六斤、〔已上青摺衣料〕、絹二疋四丈、曝布六段⁽²⁰⁾六尺、〔已上膳部并女孺等禱・禊料〕

右、小齋人等祭服、寮依例充、其賜禄一准元日、

(1) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。

(2) 盆 訳注本「盆」。諸本「盆」。

(3) 盆 訳注本「盆」。諸本「盆」。

(4) 杯 訳注本「杯」。諸本「杯」。

(5) 杯 訳注本「杯」。諸本「杯」。

(6) 杯 訳注本「杯」。諸本「杯」。

(7) 栗 訳注本この下に「子」を意補。諸本無し。

(8) 栗 訳注本この下に「子」を意補。諸本無し。

(9) 絃 訳注本「絃」に意改。諸本「絃」。

(10) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。

(11) 盆 訳注本「盆」。諸本「盆」。

(12) 杯 訳注本「杯」。諸本「杯」。

(13) 短 土本「知」。条本・九冊本等により改める。

(14) 坂 土本等「板」。近本傍書等により改める。京博本朱傍訓「サカ」。

(15) 以 訳注本「已」。諸本「以」。

(16) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。

(17) 一 土本無し。条本・九冊本等により補う。

(18) 杵 土本「水」。条本・九冊本等により改める。

(19) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。九冊本・京博本傍書「端イニ」。

(20) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。九冊本・京博本傍書「端イニ」。

67 諸司春祭条

(1) 諸司春祭(秋祭准此)

膳部神祭

五色薄繩各一尺、倭文一尺、木綿・麻各一斤、庸布一段、鍬一口、米五斗、酒四斗、糯米一斗、大豆・小豆各二升、腊十二斤、鰯二斤、堅魚・熬海鼠・海藻各三斤、鮪三斗、塩五升、醬・酢各一升、食薦一枚、

(2)

炊部神祭

五色薄繩各三寸、倭文三寸、木綿・麻各一斤、庸布一段、鍬一口、酒四斗、米・糯米各三升、鰯・堅魚・腊各一斤、海藻二斤、鮪二升、塩一升、大豆・小豆各二升、

(3)

酒部神祭

五色薄繩各六寸、倭文六寸、木綿・麻各八兩、庸布一段、鍬一口、米・酒各六升、糯米四升、大豆・小豆各一升、鰯・堅魚各一斤、鮪・腊各四升、塩一升、盤五口、食薦一枚、

(4)

水部神祭

五色薄繩各六寸、倭文六寸、木綿八兩、麻四兩、庸布一段、鍬一口、米・酒各二升、鰯・堅魚各八兩、鮪一升、海藻八兩、塩五合、

(5)

氷室神祭

五色薄繩各一尺、倭文一尺、木綿四兩、麻三兩、鍬一口、米六升、糯米・酒各一升、大豆・小豆各二升、鰯八兩、堅魚一斤、鮪・腊各六升、海藻一斤、凝海藻四升、

(6)

竈・炭竈山・戸・御川池等神祭

五色薄繩各一尺、倭文一尺、木綿・麻各四兩、庸布一段、鍬二口、米四升、酒六升、大豆・小豆各一升、鰯・堅魚・海藻各一斤、腊・鮪各六升、塩二升、食薦四枚、

68 大神宮幣条

十二月供二所大神宮幣

宮別絹一疋、糸一絢、綿一屯、庸布一段、木綿・麻各一斤、右、主神司請供之、

(1) 二 土本等無し。近本・京博本傍書等により補う。

69 齋宮諸神幣条

齋宮内諸神十七座幣

座別絹五尺、糸一絢、綿一屯、庸布一丈四尺、木綿二兩、麻五兩、

70 齋宮鋪設等条

(1)

齋宮鋪設

齋内親王板牀二張、紫端帖二枚、黄端帖二枚、緑端帖六枚、席廿枚、五位及命婦各板牀二張、黄端帖二枚、乳母各板牀一張、緑端帖一枚、寮助板牀・榻牀各一張、折薦帖二枚、自余官人・女孺牀帖各一枚、番上各帖一枚、

右、齋内親王向国鋪設、初年当国供之、後年寮司備之、

(2)

幄四具、紺布幃二具、蒲防壁十枚、右、以京庫物充之、随壞替之、

(3) 酒冊甕、(甕別米三石七斗) 酢五甕、(甕別三石七斗) 醬六甕、(別大豆三石) 右、齋内親王初到之年、国司預割可納寮米・大豆・塩等、造儲供之、若有甕破壊者、令尾張国供送、

(1) 齋 土本「文」。条本・九冊本等により改める。

(2) 別 訳注本の上に「甕」を意補。藤波本・京博本は「甕」を朱補書。

71 年料供物条

年料供物

(1) 寢殿壁代帳料絹十三疋一尺七寸、綿卅七屯、蓋代料調布十五段二丈二尺、承塵料調布一段二丈三尺、部料庸布八段、簾料細布三段三丈九尺、斗帳料絹七疋二丈四尺、綿卅屯、床廻帳料絹二疋、綿十屯、床覆料絹一疋二尺、褥料絹三疋一丈六尺七寸、綿廿四屯、被料長絹十二疋、調綿八十四屯、服料絹百十疋、綿百八十屯、襪料綿一疋、糸冊絢、履廿四両、(已上寮供之)

右、女部司縫備、其簾以上、随穢替之、

(2)

両面一疋四丈、緋帛五丈七尺、油繩一疋三尺、絹三丈四尺、細布一丈六尺、曝布二丈四尺、綿一屯、糸一絢、麻一斤、水甕二口、水甕麻笥三口、韓竈四具、長刀子二枚、短刀子五枚、砥一顆、(以上寮充之) 膳案一脚、菓案一脚、筥笥三合、板笥二合、筋筥一合、籠筥五合、切案二脚、櫛案二脚、大案二脚、韓櫃三合、明櫃八合、大筥五合、別脚案二脚、横筥二合、缶十口、槽一隻、円槽二隻、席八枚、置簀六枚、白一口、杵二枝、匏甘柄、筥杓甘柄、箕二枚、輦籠四脚、(以上当国充之)

右、膳部司所請、

(3) 両面八尺、緋帛一丈二尺、油繩八尺、調布一段、(已上寮充之) 碓一腰、杵二枝、箕二枚、枚槽一隻、明櫃三合、足別案二脚、(已上当国充之) 右、炊部司所請、

(4)

両面四丈一尺九寸、緋帛二丈九尺九寸、油繩五丈、絹一丈九尺、細布二段七尺、調布三段三丈五寸、庸布三丈、酒蓋冊八具、片盤廿口、洗盤一口、糸二両、鉄二口、筥十口、(以上寮充之) 足別案二脚、韓櫃三合、明櫃一合、酒槽二隻、押槽一隻、大案二脚、匏甘柄、筥杓十柄、蘿二口、箕二枚、置簀四枚、薦四枚、(以上当国充之)

右、酒部司所請、

(5)

両面三丈六寸、緋帛二丈四尺七寸、油繩四丈四尺、絹二丈四尺、薄絹一丈二尺、糸一両、曝布三丈四尺、細布三丈四尺、紵布一丈、鉸一柄、小刀子二柄、水甕麻笥二口、(已上寮充之) 坩一口、陶碗卅口、白二口、盤十口、(已上美濃国充之) 外居案二脚、白木手湯槽一隻、供水木蓋・後盤各四枚、大案二脚、筥一合、籠筥二合、土火爐一脚、明櫃二合、匏五柄、筥杓五柄、箕十枚、(已上当国充之) 右、水部司所請、

(6)

両面二丈六尺三寸、緋帛四疋三丈七尺、油繩二疋五丈九尺二寸、白繩六尺、絹五丈三尺五寸、曝布九段二丈一尺七寸、紵布六尺、調布二丈九尺、糸二分、椀案一脚、油环・盤各三口、鉄火取塙一口、鉄五廷、鉄二口、(以上寮充之) 湯槽一隻、洗床一張、大案二脚、木蓋五枚、洗頭槽一隻、洗足槽一隻、洗物槽一隻、韓櫃二合、燈台二具、明櫃二合、筥二合、籠筥二合、匏三柄、(已上当国充之) 池由加一口、由加四口、匣一口、甌一口、缶二口、叩盆四口、(以上美濃国充之)

右、殿部司所請、

(7)

錦・緋帛各一丈七尺六寸、黄帛一疋四丈四尺四寸、油繩一疋四尺、扨細布一丈二尺、(已上寮充之) 筥二合、(当国充之)

右、掃部司所請、

(8)

合藥十七剂三分剂之一

四味理中丸・七氣丸各二剂、呉茱萸丸・芍藥丸・温白丸各一剂、犀角丸三分剂之一、神明膏・万病膏各二剂、升麻膏・賊風膏各三剂、神明白散五十二剂、度嶂散二剂、屠蘇二剂、

(9)

所須藥種

桂心六兩一分、巴豆五十五枚、甘草十兩三分二銖、犀角四分二銖、蜜五升、芒硝七兩四銖、防風一兩二分四銖、麻黄二兩三分四銖、蛇銜九兩一分、石膏一兩三分、芎藭七兩三分、大黄一斤四兩二分四銖、人参十兩、紫菀二兩二分、此胡五兩、黄芩十一兩二分二銖、黄連一兩二銖、皂莢二分一銖、芍藥六兩、漏蘆六兩一分、連翹十五兩、白朮十兩二分、蘆茹四兩一分、附子九斤十五兩、干薑七兩二分、猪膏六十四斤八兩、白朮七斤十兩二分、烏頭十四斤四兩、半夏二兩二分、桔梗九斤五兩二分、細辛七斤十四兩、呉茱萸一斤六兩、昌蒲二兩二分、伏苓二兩二分、蜀椒二斤二分、桃人二兩、枳實十二兩一分二銖、亭歷子二兩一分、杏仁二兩三分二銖、厚朴二分二銖、支子百廿枚、升麻十一兩二銖、干藍二分、豉一合一夕、前胡二斤一分、白芷二斤一分、当帰四兩二分、蒴藿一斤一分、商陸四兩一分、妨草三斤五兩、黄耆四兩一分、牡丹四兩一分、地榆四兩一分、大戟五兩一分、玄參三兩三分、白頭公三兩一分、躑躅花九兩一分、拔藜一兩一分、酢二斗五升、砥一顆、兩面九尺六寸、油繩九尺六寸、帛四丈一尺、緋帛一丈五寸、絹八尺、紗三尺、布三丈五尺、糸二兩、木綿七兩、

紙八十四張、(已上寮充之) 陶埵・叩盆各四口、陶手洗一口、陶椀二合、

盤二口、(已上美濃国充之) 筥二合、机二脚、折櫃一合、明櫃一合、大

案一脚、麻笥一口、杓一柄、大箭一合、(已上当国充之) 藥刀一具、鉄

白一口、杵一枚、銅鍋一口、銅升一口、(藥刀以下長用) 合藥明衣料絹

一疋、綿二屯、(長料) 調布二丈、(生料) 正月供屠蘇命婦以下、菅葉

小兒以上服料、帛十疋、綿廿屯、(帛用斎王生氣色、並寮充之)

右、藥部司所請、

(10)

緋帛・紫帛・油繩各二丈七尺六寸、麻卅斤、(已上寮充之)

右、馬部司所請、

(1) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。

(2) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。

(3) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。

(4) 尺 条本・近本・九冊本は「丈」に作り「尺」を傍書。梵本は「尺」に作り「丈」を傍書。

(5) 板 近本「飯」に訂正。

(6) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。

(7) 枚 訳注本「底、弥書。埵・京ニヨリテ削ル」とする。条本はこの字補筆。土本・九冊本朱傍訓「ヒラ」あり。

(8) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。

(9) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。

(10) 三丈 訳注本「考異、「三」字ヲ疑ウ。庸布ハ二丈八尺一段ナレバ、何ラカノ誤アラン」とする。

(11) 絹 訳注本「考異、「繩」ノ誤リカトナス。或イハ然ラン」とする。

(12) 布 諸本無し。雲州本によつて補う。

(13) 柄 土本等「兩」。京博本朱傍書により「柄」に改める。

(14) 塊 土本「婉」。条本・近本等により改める。

- (15) 土 土本「上」。条本・近本等により改める。
- (16) 十 土本無し。条本・九冊本等により補う。
- (17) 枚 土本等「株」。近本訂正書により改める。
- (18) 段 訳注本「端」に意改。諸本「段」。
- (19) 掃 土本等「拂」。玄梁本訂正書により改める。
- (20) 分 土本等この下に「一」あり。考異に従い行と見て削る。
- (21) 五 土本無し。条本・九冊本等により補う。
- (22) 七 土本無し。条本・九冊本等により補う。
- (23) 菟 土本等「苑」。条本により改める。
- (24) 昌 訳注本は正格の用字である「菖」に改める。
- (25) 伏 訳注本は島原本・貞享本により正格の用字である「茯」に改める。
- (26) 廿 訳注本は典薬式18条に「廿二」とあることを指摘する。
- (27) 二斤一分 諸本「二升一合」。考異に従い意改する。
- (28) 二斤一分 諸本「二升一合」。考異に従い意改する。
- (29) 妨 条本「磨」とするも、「亡(和)」と訓を示す。
- (30) 抜 訳注本は玄梁本傍書により正格の用字である「菝」に改める。
- (31) 枚 訳注本は「枝」。
- (32) 料 土本等「用」。考異に従い意改する。

72 月料節料条

凡齋内親王月料及節料等、皆准在京、其官人主典已上廿六人、番上一百一人、命婦一人、乳母三人、女孺卅九人、御厠人二人、御洗二人、
 〈別米二升、塩二夕〉仕丁十五人、驅使丁廿五人、飼丁八人、〈取神郡并神戸仕丁充之〉今良八人、〈別米二升、塩二夕〉女丁十人、将徒二百七十三人、
 〈別米一升四合、塩一夕四撮〉戸座一人、火炬小女二人、
 〈別米一升四合、塩一夕四撮〉宮主并卜部家口四人、
 〈別米一升五合、塩一夕五撮〉

73 元日条

凡元日齋内親王遥拜大神宮、訖開宮南門、頭已下於門外拜賀齋王、其祿法、頭絹四疋、綿廿屯、助絹二疋、綿八屯、允絹二疋、主神中臣・忌部・舍人・藏部・膳部・門部長各絹一疋、布二段、寮属、舍人判官、諸司長各絹一疋、布一段、宮主、諸司主典各絹一疋、番上各布一段、命婦准頭、外位者絹三疋、綿十屯、乳母及上等女孺各絹二疋、中等女孺絹一疋、下等女孺布一段、糸一絢、自余雜色庸布各一段、三日大神宮司等拜賀、給御衣一領、禰宜被一条、郡司布一段、内人各糸一絢、但七日頭給被一条、十六日青摺袍一領、袴一腰、

- (1) 部 土本無し。条本・九冊本等により補う。
- (2) 段 訳注本は「端」に意改。諸本「段」。
- (3) 段 訳注本は「端」に意改。諸本「段」。九冊本傍書「端イ」、京博本朱傍書「端イ二」。
- (4) 段 訳注本は「端」に意改。諸本「段」。
- (5) 段 訳注本は「端」に意改。諸本「段」。
- (6) 賀 土本弥書。条本・九冊本等により削る。
- (7) 段 訳注本は「端」に意改。諸本「段」。

74 六月条

凡六月齋内親王參神宮、陪從皆給裝束、(十二月准此) 諸司主典已上、人別絹三丈五尺、(供膳官人加禪料布) 神部六人・卜部三人・膳部八人・炊部三人・酒部四人・水部四人・藏部六人・殿部六人・掃部四人・今良四人各布二丈、戸座一人布一丈四尺、奏舞女孺四人各絹一疋、自外不給

75 九月祭条

凡向九月祭陪從命婦以下賜裝束、五位絹四疋、綿十屯、外位絹二疋三丈、綿五屯、乳母各絹二疋三丈、綿二屯、上等女孺一人同乳母、中等以下廿

三人各絹一疋三丈、綿二屯、自外不給、

76 官人祿条

凡寮官人以下春秋祿者、以当国神税充之、夏冬服寮家賜之、夏男各絹四丈五尺、女絹一疋、但中等以下女孺各絹三丈、今良女・女丁各絹三丈、庸布二段、火炬小子各絹二疋、調布二丈、冬男各絹一疋三丈、綿四屯、女絹一疋、綿二屯、今良女各絹一疋、布一段、⁽¹⁾綿二屯、火炬小子各絹四丈、布一段、⁽³⁾綿二屯、女丁各絹一疋、綿二屯、庸布一段、自余驅仕丁夏庸布一段、冬布一段、綿二屯、

(1) 段 訳注本は「端」に意改。諸本「段」。

(2) 炬 土本等無し。条本により補う。

(3) 段 訳注本は「端」に意改。諸本「段」。

(4) 段 訳注本は「端」に意改。諸本「段」。

77 供田墾田条

凡齋内親王到国、初年割正税七百束、供用年料之膳、当郡毎月春送寮家、後年用供田稻、其供田二町、(一町在多気郡、一町在度会郡)外供田四町、(三町在多気郡、一町在飯野郡)墾田廿七町八段一百十七步、(十七町七十一歩在多気郡、十町八段⁽¹⁾六歩在飯野郡)其外供田地子稻者、勘納寮家、充供御之闕乏、墾田准郷土估賃租、充寮家雜用、

(1) 冊 土本「冊」。条本・九冊本等により改める。

(2) 雜 土本等「准」。近本・京博本傍書により改める。

78 調庸雜物条

(1)

凡諸国送納調庸并請受京庫雜物、積貯寮庫、支配雜用、絹・緹七百疋、(伊勢⁽¹⁾三百疋、尾張長絹廿疋、參河白絹卅疋、遠江絹一百五十疋、駿河

絹一百疋、相摸絹五十疋、美濃絹五十疋)糸三百紬、(尾張調二百紬、遠江庸一百紬)庸綿一千一百屯、(相摸)布一千段、(上総細布一百段、常陸調布二百段、⁽⁴⁾相摸五百段、⁽⁵⁾下総三百段、⁽⁶⁾庸布八百五十段、(上野六百五十段、駿河二百段、⁽⁷⁾倭文二疋、(常陸)木綿三百斤、(伊豆二百五十二斤、遠江⁽⁸⁾八斤)麻四百斤、熟麻一百斤、(已上下総)熊皮八張、(信濃)龜甲十二枚、(志摩)履卅両、紙一千張、(已上伊勢)筆二百廿八管、(伊勢)二百管、尾張二百管、美濃廿八管、(両面三疋三丈、緋帛七疋三丈、錦一丈七尺六寸、油繩八疋一丈、

(2)

雜藥五十六種、(色目在上条)白綿六百屯、鍬二百卅五口、鉄五十疋、砥八顆、墨十九廷、(已上京庫、

(3)

庸米一千六百六十七石五斗、(伊賀三百⁽¹⁾二石、伊勢四百七十三石二斗、參河五百五十九石三斗、美濃二百九十三石)春米一千三百卅四石八斗、(伊勢五百卅四石八斗、就中黒米三百九十五石、尾張二百石、參河二百石、美濃四百石)糯米十石、小麦十石、大麦一石、粟三石六斗、大豆・小豆各六石、醬大豆十八石、胡麻子一石、薑子一石、(已上伊勢)黍子一石、(參河)塩八十石、(志摩)十五石、尾張六十五石、(胡麻油)三石、(遠江)櫻椒油四斗四升、(伊勢、

(4)

東鯨三百斤、(安房)堅魚五百斤、(志摩)二百八十八斤、伊豆二百十二斤)煮堅魚一百卅四斤、(駿河)堅魚煎四斗、(伊豆)猪膏三斗、楚割鮭一百廿隻、(已上信濃)煮塩年魚二石、鮪年魚一石、(伊勢)醬鮒三石、(近江)鳥腊十斤、(尾張)鯛楚割九十斤、貽貝鮪一石八斗、鯛枚乾一百斤、(已上參河)雜腊五石、(志摩)二石、尾張二石、遠江一石、⁽⁹⁾腸漬鯨七斗、(相摸)雜魚鮪十石、(伊勢)尾張各五石)熬海鼠一百斤、鮪鯨二石、雜鯨三百卅四斤、海藻三百九斤十四兩、凝海菜三百卅斤、(已

上志摩、苳、苳菜十圍、尾張、苳葛煎一斗、伊勢、苳芥子五斗、信濃、山薑二斗、飛驒、陶器六百九十六口、美濃、贄直稻日別二束、伊勢、(5)

馬秣稻百廿束、大神宮司所充、三時祭別冊束、芻四千八百圍、半分大神宮司以神郡浪人刈送、半分国司以国内浪人刈送、

(1) 勢 この下に訳注本は「繩」を意補。諸本無し。

(2) 段 訳注本は「端」に意改。諸本「段」。

(3) 段 訳注本は「端」に意改。諸本「段」。

(4) 段 訳注本は「端」に意改。諸本「段」。

(5) 段 訳注本は「端」に意改。諸本「段」。

(6) 段 訳注本は「端」に意改。諸本「段」。

(7) 疋 主計式上27条により訳注本「疋」に改める。諸本は「疋」。

(8) 冊 土本「冊」。条本等により改める。

(9) 三丈 条本は朱抹。

(10) 六 訳注本は上文71条により「八」に意改。諸本「六」。

(11) 冊 土本「冊」。条本・九冊本等により改める。

(12) 斗 土本「升」、傍書「斗歟」。九冊本・京博本等により改める。

(13) 賜 土本等「腹」。貞享本傍書および諸本傍訓「ワタ」により改める。

(14) 冊 土本・近本「冊」。条本・九冊本等により改める。

(15) 百 土本等「石」。近本・京博本訂正書等により改める。

79 官人入京条

凡寮官人縁公事入京者、聴乘馭馬、五位四疋、八位以上三疋、初位以下二疋、(女亦同、)

80 戸座炬火条

凡斎王到国之日、取度会郡二見郷儀部氏童男、卜為戸座、其炬火取当郡

童女卜用、但遭喪及長大即替之、

81 名簿条

凡遷入野宮之後、及到斎宮、每月下旬、雑色及仕女已上名簿、移送於主神司、隨即卜之、亦至六月・九月・十一月・十二月、更亦卜之、預供祭事、(但野宮不為祭卜、)其寮吏諸司卜食已訖、行列就版位、于時中臣官人命云、兆竹・折箸事祓清供奉、共称唯退出、内侍・采女・女孺已下在座承命、不卜食者、不得參供宮中、(野宮者内院忌之、斎宮者宮中皆忌、)

(1) 箸 土本等「着」。近本・京博本訂正書により改める。

(2) 共 訳注本「供」。

82 最合条

凡斎内親王參祭之禊、国司目已上名簿、在前移斎宮令卜、其最合者一人祇承、其三時祭月十五日、大祓処申刀禰数、(祇承官五位已上令史生申、六位已下自申、)

83 封戸条

凡以大神宮封戸百姓、不得輒補寮舍人、

84 神殿勤守条

凡内院神殿者、令主神司專一勤守、若致破損、奪其俸料、
(1) 令 土本等「命」。近本・九冊本傍書等により改める。

85 諸司雑舎条

凡内院及諸司雑舎者、造宮使作畢之後、寮官每季巡檢、若居住官人致損、奪其俸料、寮官懈怠不勤巡檢、譴責之法、亦同諸司、

86 中重庭条

凡中重庭者、須令諸司每晦掃除、寮官遙加巡檢、若致緩怠、譴責同上条、

87 御膳条

凡朝夕御膳、若致闕乏、科責寮官并膳部司、

88 殖樹木条

凡溝隍四辺列殖松・柳、并掃除大垣廻及大庭等之事者、令門部司加管守、⁽¹⁾
若折損樹木、緩怠掃除、責其官人、亦同上条、
(1) 管 土本等「勞」。考異に従い意改する。

89 修理条

凡仕丁冊八人之中、六人分充造寮并厨家之料、便寮官一人專当其事、勘納功物、隨其破損、可加修理、其立用帳、請寮吏判、若不管小破、妄致大損者、科処勾当官人、但至于非常異損、隨申処分、
(1) 分充 土本等「充分」。条本右傍転倒符号および近本傍書指示等により改める。

(2) 修 土本等「條」。近本・京博本傍書により改める。

(3) 管 土本等「勞」。考異に従い意改する。

90 雜物注載条

凡寮中所納之雜物、用残・未進色目者、注載季帳、四孟差使進官、但被管諸司季帳、寮官覆審、押署進上、

91 月俸 衣服条

凡諸司男女官月俸、雜色人衣服者、随当国・他国所進之多少、不論上下、每色分行、但須先女官後男官、

92 秣芻条

凡馬部司御馬八疋年料秣芻・干藟者、不待寮移勘納本司、隨日充用、但其細用者、每季勘造、請寮勘署、

93 賜宴禄条

凡新嘗解斎日、大神宮司率禰宜・内人・御厨案主・三郡司・神部・歌人等参会、賜宴禄各有差、(寮頭已下亦賜禄、)

94 毆鬪条

凡雜色人已上、与人毆鬪者科上祓、

95 密婚条

凡寮官諸司及宮中男女、修仏事、和姦密婚者科中祓、

96 失火穢条

凡隍中有失火穢者、隨之祓清、其它人七日不得参入宮中、

97 齋王相代条

凡齋王相代心歸京者、遣使奉幣亦如初、若遭国哀及親喪者、遣中臣一人告其状、不奉幣帛、
(1) 歸 土本等傍書「諸本無字、檢弘式有還字、必可有字已、」あり。

98 納印条

凡齋王歸京者、寮印授山城国令納、(寮司任後、申官請用、)主神司印及長例公文、並納神祇官、備後扱勘、
(1) 官 土本等「宮」。林本等により改める。

99 遣使条

凡齋王還京者、(若有遭故還者、不用初入之道、)遣使奉迎、五位・六位各一人、近江与伊勢堺上祇候、弁一人率史生・官掌各一人参齋宮、檢校掃発、其齋王衣服・輿輦之類、官便附使送之、皆堺上而脱易、(衣服之類給忌部、輿輦之類給中臣、又各加鞍御馬一疋、)其頓宮及供給、准向国之例、

(1)之 訳注本無し。

100 給雜物条

凡齋内親王還京、所有雜物、寮官以下及近宮百姓等普分給之、其寢殿物給忌部、出居殿物給中臣、但金・銀器納齋王家、又幃・幄・釜・没之類、応長用者、皆付国司令収掌、

延喜式卷第五

付記

本稿はJSPS科研費16H03485・17H0617・26284099による成果の一部でもある。

(国立歴史民俗博物館研究部)

(二〇一八年九月一八日受付、二〇一八年十二月一〇日審査終了)